3　申請書の受付期間　平成27年４月14日（火）から平成27年４月21日（火）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成27年４月22日（水）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　准定期運送用操縦士（法規）

三　計器飛行証明（計器飛行一般）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

**平成 27 年建築基準適合判定資格者検定の施行について**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条第２項の規定に基づき、平成27年建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

平成 27 年４月１日　　国土交通大臣　太田　昭宏

1　受検資格　一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務その他これに類する業務で次に掲げるもののいずれかに関して、２年以上の実務の経験を有するもの。

⑴　建築審査会の委員として行う業務

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

⑶　建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務を除く。）であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

2　検定期日

| 検定日 | 時間 | 区分 | 内容 |
|---|---|---|---|
| ８月28日（金） | 午前10時から<br>午後４時 | 考査 | 建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識 |

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

| 住所地の都道府県名 | 検定地 |
|---|---|
| 北海道 | 札幌市 |
| 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 | 仙台市 |
| 茨城、栃木、群馬、埼玉、山梨、長野 | さいたま市 |
| 千葉、東京、神奈川 | 千代田区 |
| 新潟、富山、石川、福井 | 新潟市 |
| 岐阜、静岡、愛知、三重 | 名古屋市 |
| 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 | 大阪市 |
| 鳥取、島根、岡山、広島、山口 | 広島市 |
| 徳島、香川、愛媛、高知 | 高松市 |
| 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 | 福岡市 |

4　受検申込手続

⑴　受検申込受付期間及び時間　平成27年６月１日（月）～平成27年６月５日（金）午前10時～午後０時、午後１時～午後５時

⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所

⑶　受検申込方法　受検申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に直接提出すること。ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り、郵送を認める。この場合において、受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「平成27年建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、所要の郵便切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、書留郵便とすること。

5　合格者の発表　平成27年12月17日（木）（予定）

6　その他

⑴　経歴審査は、受検申込書に基づいて行う。

⑵　解答に当たり適用すべき法令等については、平成27年１月１日現在において施行されているものとする。

⑶　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

**平成 27 年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）公告**

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

平成 27 年４月１日　　最高裁判所

第１　試験の名称

裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）

第２　対象官職

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）の別表１の項第３欄第６号、第11号及び第15号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官のうち、特に高度の知識又は経験を必要とする事務を行うことをその職務とする官職

第３　給与

この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の２級11号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格

1　昭和60年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

⑴　大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び平成28年３月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者

⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者

2　欠格事由

１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者